

議案第 2 2 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例

佐倉市介護保険条例（平成12年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（特別給付）

第5条の2 市は、法第62条に規定する市町村特別給付として、紙おむつその他介護用品の購入費の支給を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市町村特別給付に関し必要な事項は市長が規則で定める。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「27,000円」を「29,700円」に改め、同項第2号及び第3号中「40,500円」を「44,600円」に改め、同項第4号中「48,600円」を「53,500円」に改め、同項第5号中「54,000円」を「59,400円」に改め、同項第6号中「64,800円」を「71,300円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、同項第7号中「70,200円」を「77,200円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「81,000円」を「89,100円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第9号中「91,800円」を「101,000円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「102,600円」を「112,900円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,2

00円」を「17,800円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「17,800円」に、「27,000円」を「29,700円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,200円」を「17,800円」に、「37,800円」を「41,600円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア及び第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐倉市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。